

委託工事に係る事故再発防止策について

1 適切な事業の進行管理の実施

(1) 監理員の設置

ア 趣旨

委託工事において監理員を設置し、事業の進行管理を組織的に行います。委託工事の所管課の課長、係長、担当者を、それぞれ総括監理員、主任監理員、担当監理員として位置づけます。

イ 役割

鉄道事業者等との協議、進ちよく状況の確認、工程等の調整、検査前の履行状況の確認等

(2) 進行管理のルール化

鉄道事業者と定期的に打合せを行い、その結果については相互で確認の上、議事録を作成し、組織内で共有化します。

(3) 工事の進ちよく管理の可視化・共有化

予定工程表と実際の工事の進ちよく状況を一覧にし、組織内で共有化します。

2 協定の見直し

(1) 協定の標準例の作成

鉄道事業者との標準的な協定例を作成し、今後はこれを基本に協定を締結していきます。

(2) 協定締結の見直し

複数年度を期間とした工事においては、年度協定の繰り越しをする場合は、翌年度の工事内容と重複しないように締結します。

3 検査方法の見直し

(1) 監理員の設置（再掲）

契約の適正な履行を図るため、監理員を設置します。監理員が履行状況の確認をした後、検査を実施することとします。

(2) 検査員の任命

検査の中立性・公平性を確保し、牽制機能を働かせることで適正な検査を確保するために、検査員は、委託工事の所管課以外から任命することとします。

(3) 検査主幹への報告

検査結果の責任の明確化を図るため、請負工事と同様に部長級の検査主幹を置き、検査結果の報告を義務付けます。

4 マニュアルの作成

鉄道事業者への委託工事を適正に行うために、関係局と連携し、「鉄道事業者への委託工事の手引き」を作成しました。

ノウハウの蓄積と共有化を図るとともに、活用します。

5 職員の意識改革

道路局コンプライアンス推進委員会で3回にわたり議論したうえで、今回の件を局内で共有化し、予算の執行管理の徹底や事業の適正な執行について、職員の意識改革を図ってまいりました。

さらに、意識改革に向けた研修を、関係局とも連携して実施します。

6 再発防止策の継続的な実施と検証・見直し

今回策定した再発防止策の実施状況を、道路局コンプライアンス推進委員会で検証・見直しを行い、継続した取り組みを行うとともに、市のコンプライアンス委員会にも報告します。

7 実施時期

原則として、平成22年度から実施します。

道路局委託工事等事故再発防止委員会からの提言と再発防止策

■提言 1 委託工事の協定のあり方

「透明性確保の通知」を踏まえ、鉄道事業者と協定を締結するとともに、委託費の支払条件、精算方法などについて協定等に明文化しておく必要がある。複数年度の協定が存在する場合には、工事内容等が重複しないように協定を締結すべきである。

□「透明性確保の通知」を踏まえるとともに、支払い条件等を明確化した、鉄道事業者との協定の標準例を作成しました。

□複数年度の協定締結にあたっては、当該年度と翌年度の年度協定における工事内容等が重複しないよう、協定を締結することとします。(資料2「2 協定の見直し」)

■提言 2 進行管理の透明化

現地確認も含め、定期的に鉄道事業者と打ち合わせを行い、工事の進捗状況を把握することが基本である。市担当者と鉄道事業者は、打ち合わせの記録をそれぞれ作成し、相互に確認の上保存し、事業の進行管理の透明化を図る必要がある。また、工事の進捗管理については、組織として情報の可視化や共有化を図る必要がある。

□委託工事の所管課に監理員を置き、鉄道事業者との協議、進捗状況の確認、工程の調整等を行うこととしました。打ち合わせは定期的に行うこととし、結果については、議事録を作成し、組織内で共有します。

□予定工程表と実際の工事の進捗状況を一覧にし、組織内で共有化します。(資料2「1 適切な事業の進行管理の実施」)

■提言 3 検査方法の見直し

委託工事においても、請負工事と同等の検査方法が本来実施されるべきであり、検査方法の見直しが望まれる。検査は、工事担当課とは独立的な立場の部署が行うことが望ましく、検査結果についても責任が明確になるような検査体制を確立しなければならない。委託工事の規模・内容に応じて、あるいは自前の検査体制を補う観点から、についても検討する余地がある。

□検査員は、委託工事所管課以外の課から任命することとします。

□検査主幹を置き、検査結果の報告や検査主幹によるしゅん功の確認を義務付けます。

なお、第三者機関による検査方法については、検討していきます。(資料2「3 検査方法の見直し」)

■提言4 適切な予算の執行管理の徹底

支出行為は予算に拘束され、適切な執行管理は市職員の責務であることを、職員一人ひとりが再認識すべきである。大規模な工事の場合は、年度内に工事が完了しないことがある。明許繰越を行う場合には、議会に付議する必要があり、議会の開催時期を逸すると繰り越しができなくなるので、日頃から事業の進行管理を行い、繰越明許の決定を適切に行う必要がある。

□道路局コンプライアンス委員会で議論したうえで、今回の件を局内で共有化し、予算の執行管理の徹底を図りました。また、今後全庁的にも再度徹底を図ります。日ごろから工事の進捗を確認し、鉄道事業者には書面による予定出来高調書の提出を求め、適切に明許繰越額を設定します。(資料2「5 職員の意識改革」)

■提言5 ノウハウの蓄積と継承

これまで横浜市が実施してきた鉄道事業者への委託工事で培ったノウハウを、工事の透明性確保のために、組織横断的に蓄積・整理し、共有化を図り、積極的に活用することを心がけなければならない。

□「鉄道事業者への委託工事の手引き」を作成しました。これを活用していくとともに、事業を進める中で得たノウハウを蓄積し、関係局で共有化していきます。(資料2「4 マニュアルの作成」参照)

■提言6 意識改革に向けた研修の充実

意識改革を図るため、職員の問題意識を高め、自発的な取り組みを促すための研修制度が必要である。少人数での討議を行い、仲間同士でお互いに討議し合うことを通じて、自身の行動の自省を促すべきである。このような研修を繰り返し実施することを通して、職員の意識を改革していくことが重要である。

□道路局コンプライアンス委員会で議論したうえで、今回の件を局内で共有化し、職員の意識改革を図ってまいりました。さらに、全庁的な取組を進めるため関係局と連携して、意識改革に向けた研修を実施します。(資料2「5 職員の意識改革」)

■提言7 継続的なモニタリング

上記再発防止策を確実にするため、PDCAサイクルに基づいたモニタリングを実施する必要がある。その達成状況については道路局のコンプライアンス委員会で議論を行い、市のコンプライアンス委員会に報告し検証されなければならない。

□再発防止策を継続して実施するとともに、道路局のコンプライアンス委員会で検証・見直しを行い、市のコンプライアンス委員会にも報告していきます。(資料2「6 再発防止策の継続的な実施と検証・見直し」)

鉄道事業者への委託工事の手引き

平成22年2月

横浜市道路局

鉄道事業者への委託工事の手引き目次

第1章 手引きの趣旨	1 頁
1 目的	
2 適用範囲	
3 事業の流れと適用法令等	
第2章 基本事項の協議（計画協議または工事通知から基本協議終了まで）	4 頁
1 協議	
2 委託範囲	
3 工事内容	
4 施設の財産区分	
（参考）議事録の参考例	
第3章 委託協定の締結（工事施行協定（基本協定）締結から年度協定締結まで）	7 頁
1 委託工事の流れ	
2 協定締結と必要書類	
（添付資料）工事施行協定（基本）書の参考例（予納なしの場合）	
工事施行協定（基本）書の参考例（予納ありの場合）	
年度協定書の参考例（予納なしの場合）	
年度協定書の参考例（予納ありの場合）	
第4章 進ちよく管理	15 頁
1 年度協定締結後の流れ	
2 監理員	
3 進ちよくの管理	
（参考）進ちよく状況確認の一例	
第5章 完了確認及び支払	20 頁
1 完了時の流れ	
2 年度協定の変更や繰越措置	
3 精算行為	
4 完了確認（検査）	
5 支払事務	
参考資料	23 頁
1 公共工事における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申し合わせ（平成20年12月25日、国土交通省関係局課長、JR各社工事関連部長、民鉄協会土木部会長）	

第1章 手引きの趣旨

1 目的

本市の事業計画に基づき実施する鉄道事業者への委託工事に関する協議、協定締結、完了確認（検査）等の必要事項の手続きを明確にし、適正な事業執行に資するものとする。

鉄道に交差あるいは近接して道路や河川などの公共工事を施工する場合、列車運転及び旅客公衆の安全に支障を及ぼすおそれがあるため、鉄道事業者の技術力や輸送上の安全確保の点から、あらかじめ鉄道事業者と協議して、施工を委託することが多い。

工事は施行全般を委託することになるため、事業主体である本市（委託者）と鉄道事業者（受託者）との間で、委託工事にかかる工事の内容および費用、進ちょく状況等について十分に協議の上、適正に事業を執行する必要がある。

具体的には、国土交通省と鉄道事業者による「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ」（平成21年1月22日、国土交通省都市・地域整備局、河川局、道路局、鉄道局関係課長通知）（以下、「透明性確保の通知」という。）に基づくなど、受託者と協議しながら、適正な事業執行に努めることとする。

2 適用範囲

本手引きは、本市を事業主体とする道路や河川事業等公共事業に起因して生じる鉄道事業者への委託工事に適用する。ただし、既に協定が締結され手引きの適用が困難な場合や緊急を要するものなどについてはこの限りではない。

本手引きについては、受託者である鉄道事業者と十分協議を行い、事業の透明性を確保していくために、本市が事業主体となる「鉄道事業者への委託工事」に適用していくものとする。「鉄道事業者への委託工事」とは、本市の負担により鉄道事業者が施行している工事で、最終的な財産の帰属として本市の財産となるものを対象としている。

ただし、既に協定が締結され、この手引きを全て適用することが困難な場合は、事業の透明性を確保することを前提に、この手引きの趣旨を踏まえつつ鉄道事業者と協議し、協定に沿って事業を進めていくものとする。

また、災害関連など緊急を要するものや短期間で完結するような軽微なものについては適用を除外できるものとする。

3 事業の流れと適用法令等

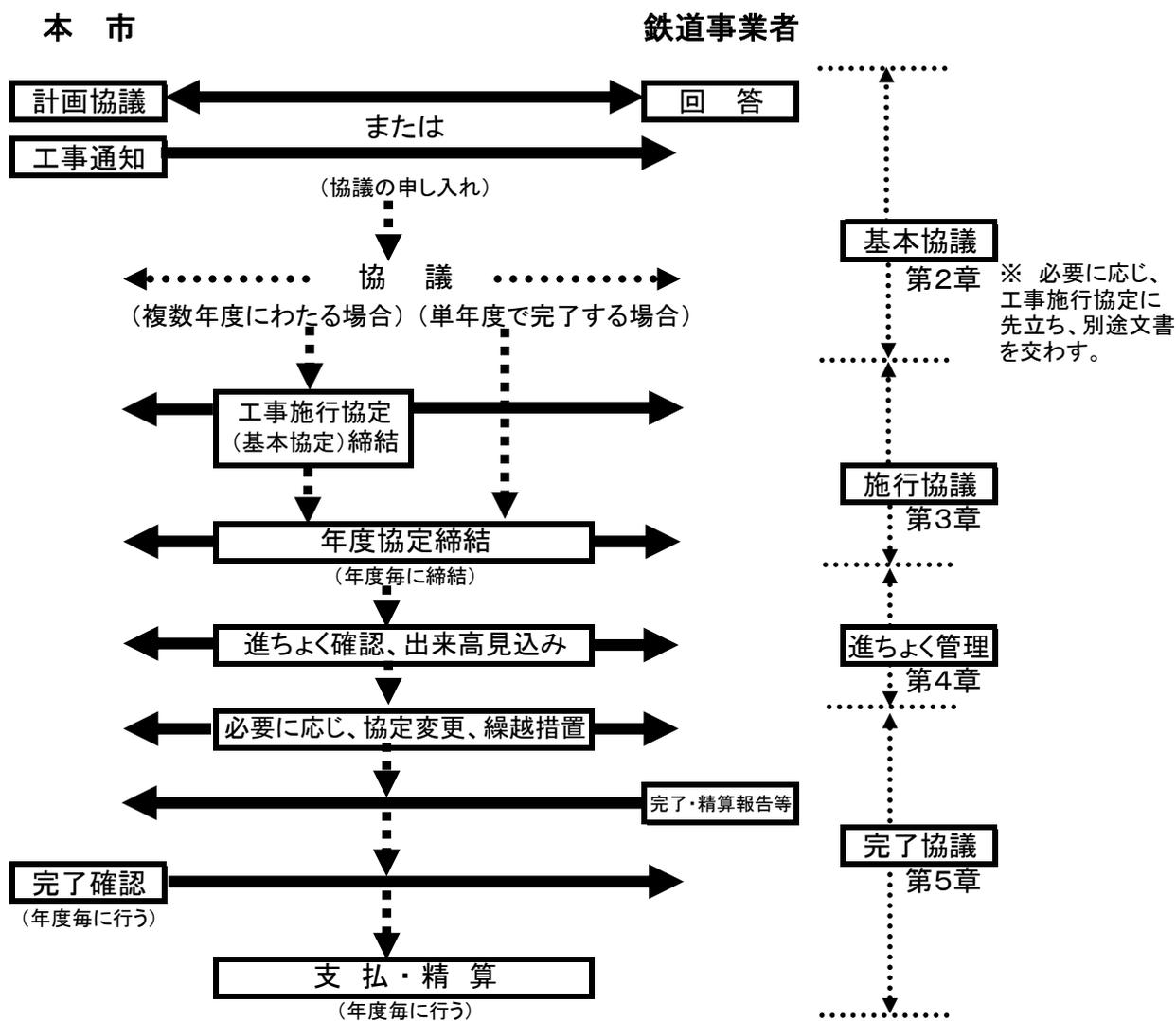
鉄道事業者へ本市の公共工事を委託する場合は、委託内容の透明性を確保するため、全体の事務の流れを把握し、各手続きを適正に進めなければならない。

本項では、鉄道事業者への委託工事に関する工事施行協定（基本協定）や年度協定など、工事の委託から完了までの間の協定の流れや協定など各段階で参考とする関係法令等を示す。

実施にあたっては、補助金適正化法や地方自治法、地方財政法などの関係法令、横浜市予算、

決算及び金銭会計規則、横浜市契約規則、などの本市会計経理諸規定のほか、国等からの関係諸通知を遵守し、適正に執行する。

事業の流れ



関係法令及び通達等（事例として、適用する一部の法令等を示した。）

適用範囲	法令等	通知者等
基本協議	・「河川工事に起因して生じる鉄道工事に関する実施要綱」及び「細目要綱」（平成 14 年 12 月 25 日）	河川局長・鉄道局長
工事施行協定（基本協定）	・「道路と鉄道との交差に関する協議等に係る要綱」及び「細目要綱」（平成 15 年 3 月 20 日） ・都市計画による駅前広場の造成に関する協定（昭和 62 年 4 月 1 日）	都市地域整備局長・道路局長・鉄道局長 建設省運輸省協定

消費税取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 河川工事に起因する橋梁等の付け替え工事を協定により当該橋梁等の所有者である鉄道事業者等に委託し施工する場合の河川管理者が負担する費用に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて（平成 10 年 2 月 23 日） 	河川局総務課長
工事施行協定 （基本協定） 年度協定 精算	<ul style="list-style-type: none"> 都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について（平成 16 年 7 月 1 日） 同上の実施について（平成 18 年 10 月 4 日） 公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申し合わせ（平成 21 年 1 月 22 日） 	国土交通省
予算の執行	地方自治法 第 208 条（会計年度及びその独立の原則）、第 210 条（総計予算主義の原則）、第 212 条（継続費）、第 213 条（繰越明許費）、第 214 条（債務負担行為）、第 220 条（予算の執行及び事故繰越し）	
（委託契約）	地方自治法 第 232 条の 2（支出負担行為）、第 232 条の 4（支出の方法）、第 234 条（契約の締結）	
（検査・支払）	地方自治法 第 234 条の 2（契約の履行の確保） 横浜市物品及び役務検査事務取扱規程 （横浜市請負工事検査事務取扱規程）	
共通	横浜市予算、決算及び金銭会計規則 第 2 章予算（第 2 節予算の執行）、第 3 章出納（第 4 節支出）	

第2章 基本事項の協議（計画協議または工事通知から基本協議終了まで）

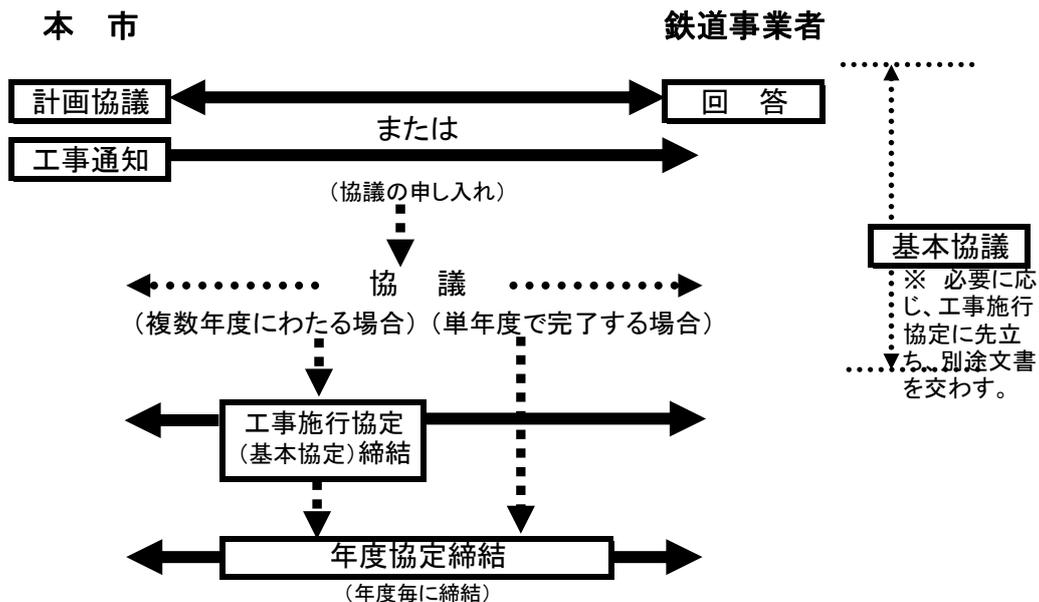
1 協議

本市公共工事を実施するにあたり、鉄道施設と交差あるいは近接し、影響を及ぼすおそれがある場合は、鉄道事業者に計画協議あるいは工事の通知を行い、基本事項について協議を進める。鉄道事業者に工事を委託する場合、その協議内容について、施行が複数年にまたがる大規模な工事については、必要に応じて、工事施行協定（基本協定）に先立ち、別途文書を交換する。

(1) 工事の協議

鉄道施設と交差あるいは近接して本市公共工事を施行する必要があり、鉄道施設や運行に影響を及ぼすおそれがある場合、建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）（平成5年1月12日建設省経建発第1号）や国土交通省通知などに基づき、あらかじめ鉄道事業者に計画協議あるいは工事の通知を行い、基本事項について協議を進める。

協議により鉄道事業者に工事の施行を委託することになる場合、本市当該事業担当課は鉄道事業者と委託範囲、工事内容、財産区分等について打合せを行い、議事録（P.6に参考例）を作成する。



(2) 基本事項の確認

着手から完成までに複数の年数を要する大規模な工事については、鉄道事業者と事業範囲、工事の施行者、事業費の負担者、財産区分等の基本事項を確認するため、必要に応じて文書を交換する。

2 委託範囲

鉄道施設と交差あるいは近接して施行する公共工事については、鉄道側の運転保安上、施設の維持管理上の観点から鉄道事業者が施行することが相応しい場合など、鉄道事業者に委託する場合の委託範囲は、鉄道事業者との協議により適切に取り決める。

鉄道事業者との協議に際しては、安全性の観点や鉄道施設への影響範囲、施工の一体化の有無等に配慮しつつ、鉄道事業者への委託範囲が適切になるように取り決める必要がある。

原則として鉄道軌道など鉄道施設の工事と一体的な施工が必要な範囲、工事実施における安全管理を考慮した範囲、及び鉄道事業者の運転保安上影響があると思われる範囲などから委託範囲を決定する。

3 工事内容

鉄道事業者との協議により、施設構造、工事費、工事費の負担、工事の実施範囲等の工事内容を確定する。

(1) 施設構造

施設構造は、従前に有していた機能を勘案するとともに、道路構造令や河川構造令など各施設基準、鉄道に関する技術上の基準を定める省令及びこれらに準じる鉄道事業者各社による諸基準により定める。

(2) 工事費及び工事費の負担

工事費及び工事費の負担区分については、法令等、国からの各種通知や事業毎に定められる実施要綱などを基準とするほか、鉄道事業者との協議により、決定する。

4 施設の財産区分

鉄道工事完成後の施設の帰属及び管理については、原則として、鉄道施設は鉄道事業者、その他の施設は事業管理者に財産を帰属するものとし、それぞれの当該施設の所有者が管理する。

道路や河川などの施設として市（あるいは国、県などの公共物管理者）に財産を帰属し、管理するものと鉄道施設として鉄道事業者に帰属、管理するものを明確に区分けする。

(議事録の参考例)

議事録・打合せ記録簿

回 覧	横浜市	課長	係長	担当者		開催日			
						時間			
	〇〇鉄 道	課長	係長	担当者		場所			
						方法		作成者	
議題	〇〇〇〇について								
出席者	横浜市 ; 〇〇課 〇〇係長、〇〇職員 〇〇鉄道 ; 〇〇課 〇〇係長、〇〇職員								
議事・打合せ内容									
1 議事録									
2 確認事項									

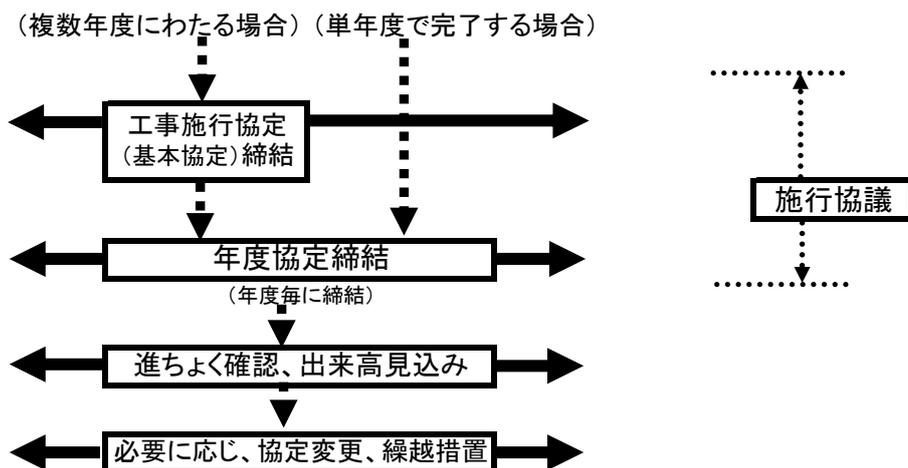
第3章 委託協定の締結（工事施行協定（基本協定）締結から年度協定締結まで）

1 委託工事の流れ

委託工事の実施にあたり、本市と鉄道事業者は、必要かつ十分な施行協議・調整等を行い、工事施行協定（基本協定）や年度協定を適正に締結し、円滑な事業執行を図る。

本 市

鉄道事業者



2 協定締結と必要書類

協定は、本市と鉄道事業者との間で、委託工事を施行するに際し、工事内容から支払方法までを明確にし、それぞれがその事務処理を的確に実施する契約書にあたるため、鉄道事業者と綿密な協議・調整の上、「透明性確保の通知」を遵守し、適正に協定を締結する。

協定には、計画予算（工事費用内訳）、工事の範囲、施行者、全体の概略工程、負担割合など委託工事の全容を示す「工事施行協定（基本協定）」と年度毎の工事内容、費用、支払方法などを示す「年度協定」がある。

(1) 工事施行協定（基本協定）

1) 締結方法

工事施行協定（基本協定）は、工事の全体の執行を取り決めるもので、計画予算（工事費用内訳）や工事の範囲、施行者、全体の概略工程、負担割合、財産の帰属、精算、支払、その他関連事項について確定する。

なお、単年度で完了する委託工事については、年度協定に位置づける。

参考例をP.9～12に示すが、個別の工事内容により適宜加除修正して使うこと。

2) 予納や精算などの支払い方法

協定には、必要により、予納条件や工事費の精算などの支払方法を明記する。

3) 添付図書類

「透明性確保の通知」では、次の図書類を添付することとして例示されている。

①工事施行協定（基本協定）における計画予算（表）（位置図を添付）

その他必要となるもの

- ② 全体の概略工程表
- ③ 負担割合調書
- ④ その他

3) 協定変更

上記資料において、工事費の総額が増加あるいは工期が延伸となるような工事内容の変更が生じた場合は、工事施行協定（基本協定）を変更する。

(2) 年度協定

1) 締結方法

年度協定は、工事施行協定（基本協定）のうち、当該年度に実施する工事内容、費用、支払方法、工程等について確定する。

参考例をP.13～14に示すが、個別の工事内容により適宜加除修正して使うこと。

2) 予納や精算などの支払い方法

協定には、鉄道事業者が年度途中で資金需要の関係で予納を必要とするか否か、また、工事費の精算などの支払方法を明記する必要がある。

3) 添付図書類

「透明性確保の通知」では、次の図書類を添付することとして例示されている。

- ① 協定に係る事業内容書（位置図を添付） … 工事の内容及び施行区分
- ② 事業工程表（原則として工区・工種毎） … 工事の工程
- ③ 事業費負担額調書 … 工事の施行に要する費用及び負担内訳

その他の書類

- ④ 添付図面（案内図、平面図、他）
- ⑤ 資金計画書 … 資金予納の時期及び額

4) 締結時期

長期にわたり鉄道事業者に工事を委託する場合には、年度協定ごとの出来高の把握が適切に行えるよう、原則として当該年度と翌年度の年度協定での同一施行箇所における同一工種の工期を重複させないこととし、事業主体と鉄道事業者は、工事の施行に支障のないよう、なるべく年度ごとの早い時期に年度協定を締結する。

また、年度協定は年度内で終了させることが原則であるが、やむを得ず工期を翌年度に延伸する場合は、当該年度と翌年度の年度協定における工事内容が同時期に重複しないよう、鉄道事業者と十分に協議・調整した上で新たな年度協定を締結する。

5) 協定変更

工事の費用に変更が生じる場合や施工範囲、工程等、協定の内容に変更が生じる場合などは、できる限り早い時期に鉄道事業者と協議を行い、協定変更を行う。

ただし、協定で精算で対応することが明記されている場合は、増額の場合は協定変更を行い、減額の場合は「概算払金精算書」あるいは「精算報告書」により精算する。

工事施行協定（基本協定）書の参考例
(予納なしの場合、内容については鉄道事業者と調整中)

〇〇〇〇工事に関する工事施行協定（基本協定）書

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇〇鉄道会社（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇工事（以下「工事」という。）の施行に関して、次のとおり協定を締結する。

（工事の範囲）

第1条 工事の位置及び範囲は別添図のとおりとする。

（工事の工程）

第2条 工事の工程は別添工程表のとおりとする。

（工事の施行）

第3条 工事は乙が施行するものとする。

（工事の期間）

第4条 工事の期間は協定締結日から平成〇年〇月〇日までとする。なお、期間を変更する必要がある場合は、甲・乙協議するものとする。

（工事費の費用負担及び支払）

第5条 乙が施行する工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙概算額調書のとおり概算総額〇円とし、道路（河川）施設工事費は〇円、鉄道施設工事費は〇円として、甲・乙の負担割合は別紙のとおりとする。

2 工事の計画予算は別紙のとおりとする。

3 各年度の工事費は、甲の各年度の予算の範囲内で甲・乙協議のうえ各年度協定で定める。

4 乙は、前項の工事費を工事しゅん功後速やかに精算するものとする。

5 甲は工事しゅん功後、前項の工事費を別途乙の発行する請求書により納入するものとする。

6 乙は、当該工事において出来高払いを受ける時は、「出来高調書」を作成して甲へ速やかに提出し、甲は出来高に応じた工事費を別途乙の発行する支払い請求書により納入するものとする。

（年度協定）

第6条 各年度の工事の実施にあたっては、別途当該年度ごとの工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障ないよう努めるものとする。

（設計変更）

第7条 工事の設計変更及び物価労賃の変動等により、工事費の著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲・乙協議するものとする。

(財産の帰属及び保守)

第8条 工事しゅん功後の財産の帰属及び保守は、別添財産区分図に基づき次の取りとする。

- ・道路（河川）施設 甲
- ・鉄道施設 乙

(行政上の手続き等)

第9条 工事の施行に必要な行政上の手続き及び第三者との協議等は、甲・乙協議のうえ工事着手前に処理するものとする。

(苦情の処理)

第10条 工事施行に伴う第三者からの苦情等については、甲・乙協議して処理するものとする。

(損害の負担)

第11条 工事施行に伴う損害は、甲・乙それぞれの責に帰する場合を除き、甲・乙協議して処理するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第12条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の施行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力して適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

(契約関係資料の提出)

第13条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び年度協定の精算時に請負契約並びに工事の出来高及びしゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

(その他)

第14条 前各号に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議して処理するものとする。

以上、協定の証としてこの協定書2通を作成し、甲・乙各々記名押印して、各自1通を保有する。

平成○年○月○日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
契約事務受任者
○○局長 ○○ ○○

乙 ○○市○○区○○1-2-3
○○○鉄道会社
代表取締役 ○○ ○○

工事施行協定（基本協定）書の参考例
(予納ありの場合、内容については鉄道事業者と調整中)

〇〇〇〇工事に関する工事施行協定（基本協定）書

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇〇鉄道会社（以下「乙」という。）とは、〇〇〇〇工事（以下「工事」という。）の施行に関して、次のとおり協定を締結する。

（工事の範囲）

第1条 工事の位置及び範囲は別添図のとおりとする。

（工事の工程）

第2条 工事の工程は別添工程表のとおりとする。

（工事の施行）

第3条 工事は乙が施行するものとする。

（工事の期間）

第4条 工事の期間は協定締結日から平成〇年〇月〇日までとする。なお、期間を変更する必要がある場合は、甲・乙協議するものとする。

（工事費の費用負担及び支払）

第5条 乙が施行する工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙概算額調書のとおり概算総額〇円とし、道路（河川）施設工事費は〇円、鉄道施設工事費は〇円として、甲・乙の負担割合は別紙のとおりとする。

2 工事の計画予算は別紙のとおりとする。

3 各年度の工事費は、甲の各年度の予算の範囲内で甲・乙協議のうえ各年度協定で定める。

4 甲は、前項の工事費を別添資金計画書（※ または出来高予定調書）に基づき、乙の発行する請求書により納入するものとする。

5 乙は、工事しゅん功後速やかに完了報告書を甲に提出し、甲・乙立会いのもと工事の完了確認を行うものとする。

6 乙は、前項に定める完了確認後、速やかに精算調書を甲に提出し、精算するものとする。

（年度協定）

第6条 各年度の工事の実施にあたっては、別途当該年度ごとの工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障ないよう努めるものとする。

（設計変更）

第7条 工事の設計変更及び物価労賃の変動等により、工事費の著しい変更をきたす場合は、あらかじめ甲・乙協議するものとする。

（財産の帰属及び保守）

第8条 工事しゅん功後の財産の帰属及び保守は、別添財産区分図に基づき次の取りとする。

- ・道路（河川）施設 甲
- ・鉄道施設 乙

（行政上の手続き等）

第9条 工事の施行に必要な行政上の手続き及び第三者との協議等は、甲・乙協議のうえ工事着手前に処理するものとする。

（苦情の処理）

第10条 工事施行に伴う第三者からの苦情等については、甲・乙協議して処理するものとする。

（損害の負担）

第11条 工事施行に伴う損害は、甲・乙それぞれの責に帰する場合を除き、甲・乙協議して処理するものとする。

（公正性と透明性の確保）

第12条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の施行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力して適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

（契約関係資料の提出）

第13条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び年度協定の精算時に請負契約並びに工事の出来高及びしゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

（その他）

第14条 前各号に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議して処理するものとする。

以上、協定の証としてこの協定書2通を作成し、甲・乙各々記名押印して、各自1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
契約事務受任者
〇〇局長 〇〇 〇〇

乙 〇〇市〇〇区〇〇1-2-3
〇〇〇鉄道会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年度協定書の参考例

(予納なしの場合、内容については鉄道事業者と調整中)

〇〇〇〇工事に関する〇年度（施行）協定書

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇〇鉄道会社（以下「乙」という。）との間において平成〇年〇月〇日に締結した「〇〇〇〇工事に関する工事施行協定（基本協定）書」（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、甲乙は次のとおり、平成〇年度（施行）協定を締結する。

（工事の内容及び施行区分）

第1条 工事の内容及び施行区分は別紙事業内容のとおりとする。

（工事の工程）

第2条 工事の完成時期は平成〇年3月31日とする。

2 工事の工程は、別紙事業工程表のとおりとする。

（工事の費用及び負担）

第3条 工事の施行に要する費用及び負担内訳は別紙事業費負担額調書のとおりとする。

（契約関係資料の提出）

第4条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び年度協定の精算時に請負契約ならびに工事の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

（工事費の支払）

第5条 協定第5条の規定に基づき、支払うものとする。

（工事費の精算）

第6条 協定第5条の規定に基づき、精算するものとする。

（協定の変更）

第7条 工事費の著しい変更をきたす場合は、協定第7条の規定に基づき、あらかじめ、甲乙協議し、必要に応じて協定を変更するものとする。

平成〇年〇月〇日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
契約事務受任者
〇〇局長 〇〇 〇〇

乙 〇〇市〇〇区〇〇1-2-3
〇〇〇鉄道会社
代表取締役 〇〇 〇〇

年度協定書の参考例

(予納ありの場合、内容については鉄道事業者と調整中)

〇〇〇〇工事に関する〇年度（施行）協定書

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇〇鉄道会社（以下「乙」という。）との間において平成〇年〇月〇日に締結した「〇〇〇〇工事に関する工事施行協定（基本協定）書」（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、甲乙は次のとおり、平成〇年度（施行）協定を締結する。

（工事の内容及び施行区分）

第1条 工事の内容及び施行区分は別紙事業内容のとおりとする。

（工事の工程）

第2条 工事の完成時期は平成〇年3月31日とする。

2 工事の工程は、別紙事業工程表のとおりとする。

（工事の費用及び負担）

第3条 工事の施行に要する費用及び負担内訳は別紙事業費負担額調書のとおりとする。

（契約関係資料の提出）

第4条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び年度協定の精算時に請負契約ならびに工事の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

（工事費の支払）

第5条 協定第5条の規定に基づき、支払うものとする。

2 乙は当該工事において予納を求めるときは、事業の進ちょく状況を把握可能な資金計画書（あるいは出来高予定調書）を作成し、甲へ速やかに提出するものとする。

（工事費の精算）

第6条 協定第5条の規定に基づき、精算するものとする。

（協定の変更）

第7条 工事費の著しい変更をきたす場合は、協定第7条の規定に基づき、あらかじめ、甲乙協議し、必要に応じて協定を変更するものとする。

平成〇年〇月〇日

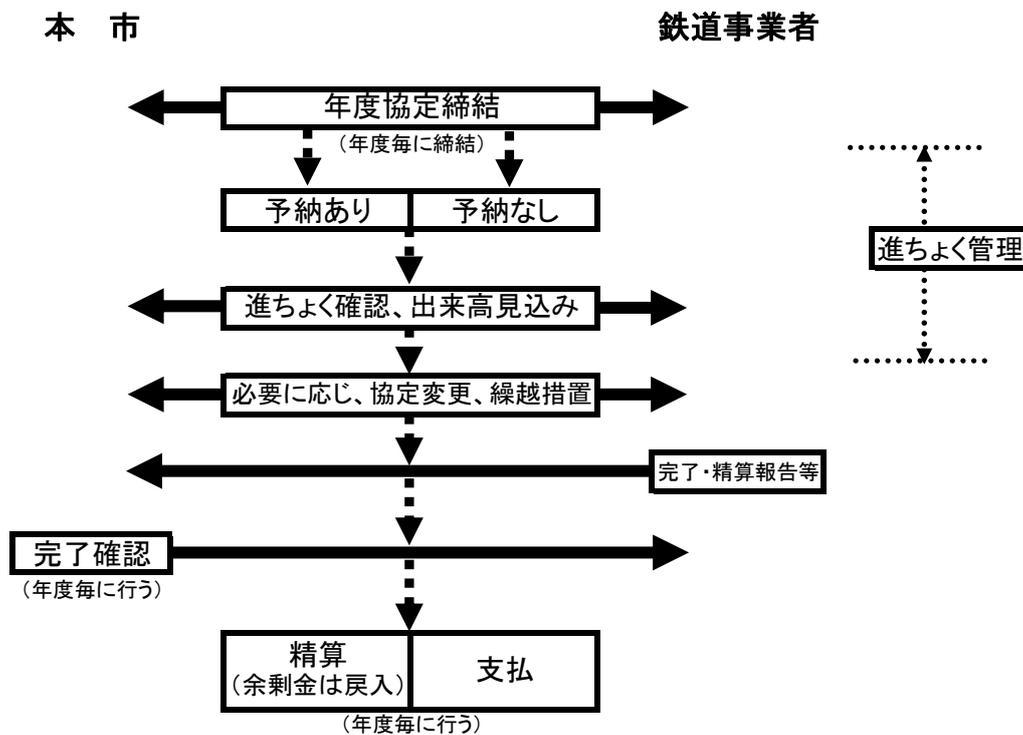
甲 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市
契約事務受任者
〇〇局長 〇〇 〇〇

乙 〇〇市〇〇区〇〇1-2-3
〇〇〇鉄道会社
代表取締役 〇〇 〇〇

第4章 進ちよく管理

1 年度協定締結後の流れ

年度協定締結後は、受託者である鉄道事業者が協定に基づき施行内容や進行管理を行うこととなるが、本市でも公金を支出している観点から工事の履行状況や出来形、協定変更など必要な調整、協議を行う必要がある。



2 監理員

鉄道事業者への委託工事に際しては、本市に、協定工事の履行や変更要素が生じた場合についての鉄道事業者との協議、進ちよく状況の確認、必要に応じた工程等の調整、立会い、契約の履行状況の確認等の職務を掌る監理員を置く。

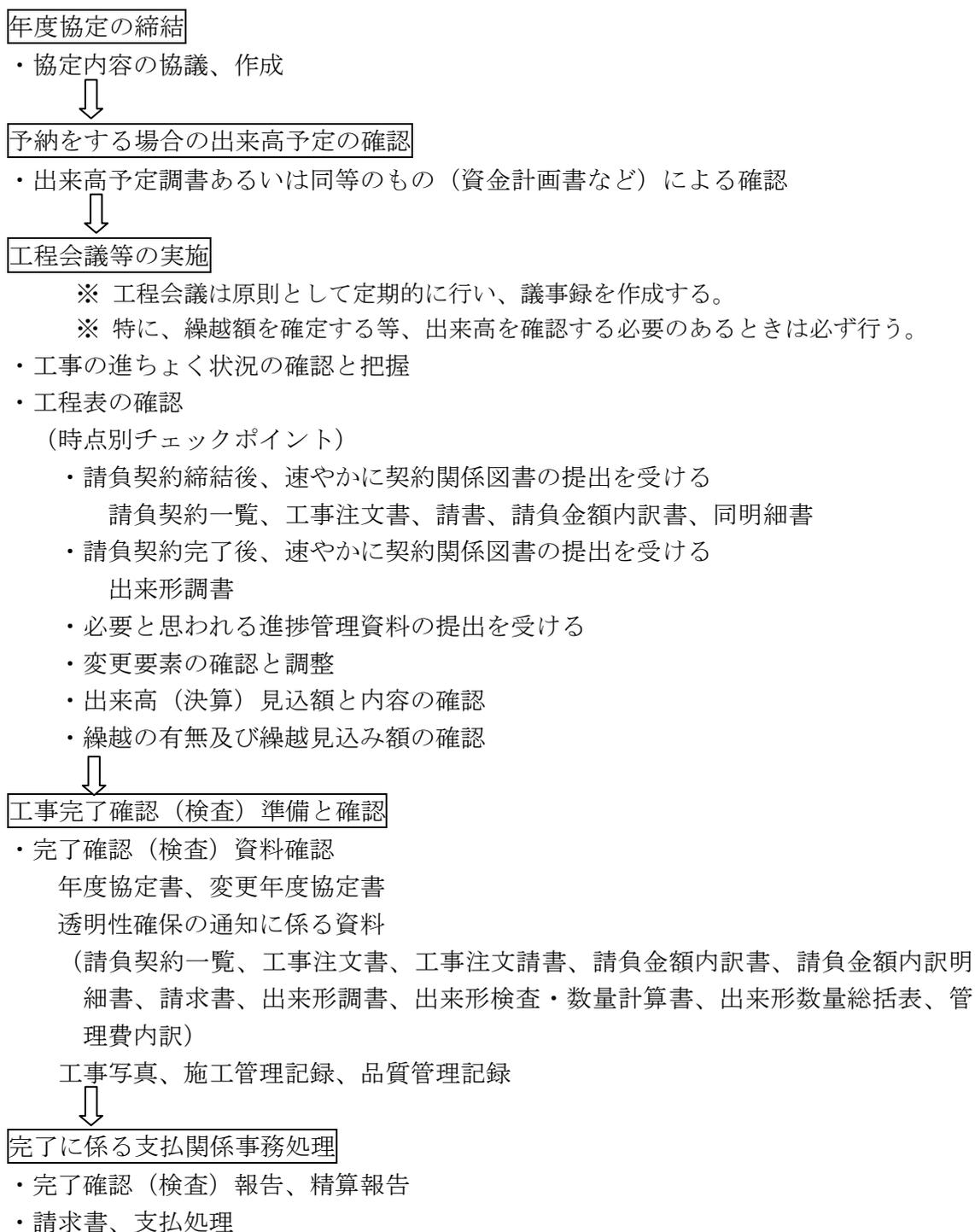
鉄道事業者に対する一括委託の場合、設計から施工、施工管理までも委託するため、本市では委託事項にかかる監督をすることはしない。しかし、受託者との間で、変更を含む協定締結、概算払い、精算払いなどの業務を行い、委託工事の進行に応じた進ちよく状況の確認や工事の履行に関する協議、工程などの諸調整を行う必要があるため、本市の担当課に鉄道事業者との調整等を職務とする監理員を置く。

担当課の課長が総括監理員、係長が主任監理員、担当職員が担当監理員となり、この三者で構成される監理員が「透明性確保の通知」を踏まえ、鉄道事業者との協議、調整に臨むものとする。

3 進ちよくの管理

監理員は、鉄道事業者と定期的な工程会議を実施し、議事録を作成するなど、委託した工事の進捗状況や出来高、協定の履行状況などを確認し、情報を総括監理員まで共有する。また、工事内容や金額など協定の変更が必要な場合は、速やかに所管部長に報告し、適切に対応していく。

(1) 進捗管理の流れ



年度協定しゅん功の最終確認処理

- ・完了確認（検査）時資料及び完了に係る資料の確認、保管

緊急対応の打ち合わせ

- ・緊急時の配備 等

(2) 概算払いなどの予納

予納金の支払にあたっては、鉄道事業者から出来高予定調書あるいは資金予納の時期や額を記載した資金計画書などの書類を提出させ、事業の進ちょくを十分確認の上、所要額を支出する。

概算払金を予納している工事は、各年度の精算時に概算払金精算書を作成し精算する。

(3) 進ちょく状況の確認等

(委託工事等業務の促進)

- ① 担当監理員は、必要に応じて年度協定の進ちょく状況について、年度協定の工程表と照合し、契約の相手方に必要な確認をしなければならない。
- ② 担当監理員は、委託工事の業務が遅延するおそれがあると認めるときは、主任監理員に報告するとともに、契約の相手方に必要な確認をしなければならない。
- ③ 担当監理員は、天災その他事故によって委託工事等業務の進ちょくが妨げられたときは、主任監理員に報告し、その指示を受けなければならない。
- ④ 主任監理員は、前2項の報告があったとき、又は前項の指示をしたときは、速やかに、その旨を総括監理員に報告しなければならない。

(4) 協議の方法

(委託工事等の変更等)

- ① 担当監理員は、鉄道事業者との協議、現場確認などの結果、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、理由を付して主任監理員に報告しなければならない。
 - ア) 委託工事等の内容を変更する必要があると認めるとき。
 - イ) 委託工事等を打ち切る必要があると認めるとき。
 - ウ) 委託工事等を一時中止する必要があると認めるとき。
- ② 主任監理員は、前項の報告があったときは、速やかに、その旨を総括監理員に報告しなければならない。
- ③ 総括監理員は、次の各号のいずれにも該当すると認められる場合は、契約の相手方と協議し、委託工事の協定等の内容の変更を開始することができる。
 - ア) 客観的に委託工事等の内容の変更が避けられないと認められるとき。
 - イ) 早急に委託工事等の内容を変更しなければ工事の目的達成に支障があると認められるとき。
- ④ 総括監理員は、協定の変更が必要になるなど重大な案件については、速やかに所管部長に報告しなければならない。

(議事録の作成)

- ① 監理員は、進ちょく状況を含めた協議、調整、その他の事項を議事録等に記録し、組織内での情報の可視化、共有化に努めなければならない。（P. 19 に進ちょく確認の一例）

(5) 出来高見込み額の算出について

出来高見込み額の算定については、鉄道事業者は請負業者へ支払った額を出来高額として市に請求することが多い。

ある鉄道事業者は、請負会社に予納はせず、出来高払いについても1～2月頃に実施した社内検査の時に完了している工種単位の出来高に基づいて請負業者に支払いを行い、その結果を事業者（市）に請求している。

このように年度末の実際の出来高を考慮する市と鉄道事業者では出来高の捉え方に差があることを認識する必要がある。

市としては、「透明性確保の通知」に沿って出来高が確認できるものを支払うことができる。

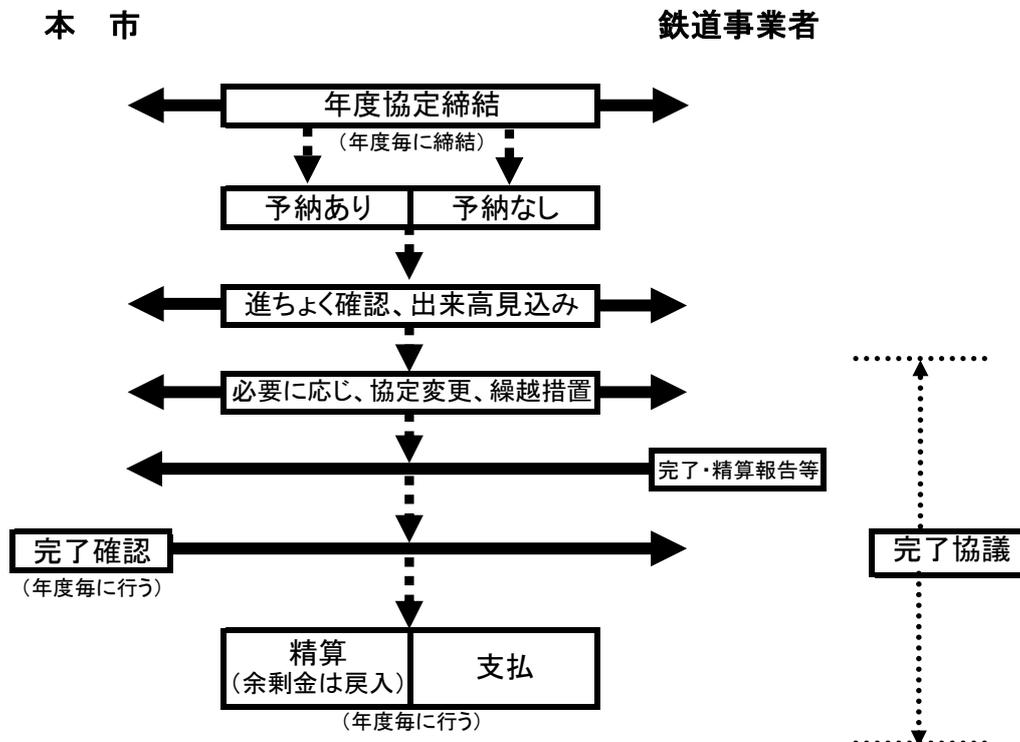
出来高の確認に当たっては、鉄道事業者との十分な調整が必要である。

鉄道事業者から適切な時期に提出された「年度末の出来高見込み（支払見込み）」により、繰越措置や年度協定の変更などの対応を行っていく。

第5章 完了確認及び支払

1 完了時の流れ

年度協定に基づき工事が施工され、鉄道事業者と十分な協議・調整を図りつつ、必要に応じ協定変更を行うとともに、精算、完了確認、支払を適正に行う。



2 年度協定の変更や繰越措置

鉄道事業者より提出された請負契約の内容及び管理費の内訳などの必要事項が記された各年度協定の出来高見込み額をもとに、年度協定の変更や繰越措置が必要な場合は、適切な時期に適正に年度協定の変更や繰越額、工期の設定を行う。

(1) 年度協定の変更など

鉄道事業者から年度内に支払う見込みの請負契約の内容及び管理費の内訳などの必要事項が記された各年度協定の「出来高見込み」の提出を得るが、協定額を上回る支払見込額があるなど年度協定と異なる内容、金額の出来高見込みが提出された場合は、原則として年度協定を変更する。（精算行為で対応できる場合を除く。）

また、年度協定の工程進ちよくの関連で、やむを得ず年度を超えた協定変更（工期の延長）を行う場合は繰越の対応も行っていく。

(2) 繰越措置について

会計年度独立の原則の例外として明許繰越を行う場合、2月市会で繰越補正予算案を議決する必要があるため、前年の11月末段階で年度末の出来高（あるいは請負業者への支払額）を適切に予測、繰越見込み額を確定する必要がある。

繰越見込額の算定精度を高めるためにも日頃から工事の進ちよくを確認し、受託者であ

る鉄道事業者には書面による予定出来高調書（「出来高見込み」）の提出を依頼、進ちよくや出来高などについて十分協議を行う必要がある。

3 精算行為

鉄道事業者より提出された、完了報告時の書類などにより、請負契約の内容及び管理費の内訳の確認を行い、各年度の精算を適切に行う。

(1) 精算行為など

工事完了後、鉄道事業者から完了報告及び精算報告書の提出を受けて、年度協定の工事内容と鉄道事業者の実際の出来高（支払額）、管理費の内訳を確認し、当該年度の支出額を確定する。

(2) 概算払金の余剰金

精算により概算払金に余剰金が発生した場合は、本市の請求書により、戻入を行うこととする。

(3) 完了報告時の提出資料

本市監理員は、「透明性確保の通知」に準拠し、鉄道事業者から完了書類として、次の必要資料の提出を得るものとする。

- ① 請負契約一覧表
- ② 工事注文書、工事注文請書
- ③ 請負金額内訳書
- ④ 請負金額内訳明細書
- ⑤ 請求書
- ⑥ 出来形調書
- ⑦ 出来形検査、数量計算書、出来形数量総括表
- ⑧ 管理費の内訳

4 完了確認（検査）

年度協定に基づき、適正に執行されているか確認を行い、工事完了時の精算、支払事務を的確に進める。

(1) 完了確認の根拠

完了確認は、地方自治法や補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律のほか、以下の規則等に則り、工事施行協定（基本協定）書、年度協定書等の条文に基づき実施する。

- ・ 横浜市予算、決算及び金銭会計規則第131条 → 概算払の精算のために確認
- ・ 物品及び役務検査事務取扱規程第4条 → 契約締結内容の履行の確認

(2) 検査員の任命

検査員は総括監理員の要請に基づき、委託工事担当局長が任命する検査主幹が任命する。検査主幹は、検査員を任命する場合にあっては、当該委託工事を担当する課を除き、そ

の他の課に属する者から任命し、書面により総括監理員に通知する。

(3) 確認体制

検査員は主任監理員、担当監理員及び鉄道事業者の立会いのもとで完了確認を行う。

(4) 確認にあたっての留意事項

協定は、本市事業者と鉄道事業者との対等な立場により締結しており、確認行為も対等な関係で行うものであり、相手に対する真摯な態度に心がける必要がある。

また、委託工事は、公金を投入した公共事業であるので、その用途の透明性が強く求められる。

そのため、鉄道事業者に対し、協定内容に則した完了報告及び精算報告書による出来高、支払状況を確認することの理解を求める。

(5) 確認方法

完了確認は、書類及び現場状況を以下の視点で行うこととする。

- ① 事業目的に合致し、竣功施設が協定の範囲であるか。
- ② 契約の出来高があり、社内検査を経ているか。
- ③ 請負業者からの請求がなされているか。
- ④ 出来形数量が明確になっているか。
- ⑤ 横浜市の施設については管理上必要となる竣功図、写真ダイジェスト版、品質・出来形管理資料が整っているか。

4 支払事務

検査員は完了確認後速やかに検査調書を作成し、検査主幹に報告する。決裁完了後、監理員は検査調書等の必要書類を揃えて支払手続きを行う。

(1) 検査調書の作成

検査調書は検査員が作成し、検査主幹に報告し、押印を得る。その際、竣功図書、出来形写真を添付し経伺する。

(2) 支払時の必要書類

監理員は、検査主幹が契約内容のしゅん功を確認した後、必要書類を添えて速やかに支払い手続きを行う。

- ① 検査調書
- ② 工事完了報告書
- ③ 精算報告書
- ④ 請求書
- ⑤ 年度協定締結の執行伺

参考資料

公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申し合わせ

国土交通省及び鉄道事業者は、国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事（以下「委託工事」という。）に関し、公共事業の透明性に関する社会的要請の高まり及び国土交通省を検査対象とした会計検査院の検査報告等を踏まえ、委託工事をより効率的かつ円滑に実施していくため、「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議」（以下「調整会議」という。）を通じて委託工事に対して相互に理解を深めるとともに、以下の事項について取り組むことを申し合わせる。

1. 事業実施主体と鉄道事業者は、委託工事に関し、平成16年7月1日付けの「都市・地域整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者が工事を行う場合の費用等の透明性の確保について」（以下「透明性通達」という。）の趣旨を踏まえ、次に掲げる各段階において、必要かつ十分な協議、調整等を行うものとする。

1) 工事施行協定締結時

事業実施主体と鉄道事業者は、別添1を参考に工事施行協定書に別紙1（「透明性通達」別添資料（例）〔工事施行協定締結時の資料例〕）と同等の資料の添付について定めるものとする。

なお、上記資料において、工事費の総額が増加となるような工事内容の変更が生じた場合は、工事施行協定を変更するものとする。

2) 年度協定締結時

事業実施主体と鉄道事業者は、別添1を参考に年度協定書に別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結段階での協議資料例〕）と同等の資料の添付について定めるものとする。

なお、複数年度に跨る委託工事については、事業実施主体と鉄道事業者は、工事の施行に支障しないよう、各年度当初速やかに年度協定を締結するものとする。

3) 鉄道事業者の請負契約締結後及び完了時

鉄道事業者は請負契約を締結した後及び請負契約の完了時においては、別紙3（〔「透明性通達」別添資料（例）〔請負契約締結時及び精算時の資料例〕〕）と同等の資料を事業実施主体に提出するものとする。

なお、複数年にわたる請負契約については、その最終年度を除き、各年度協定の精算時に別紙3と同等の資料を提出するものとする。

4) 各年度協定に係る概算払い時

鉄道事業者は、各年度協定に係る概算払いを請求する時において、事業進捗に応じた支払いが国等の会計制度に則った会計処理の下で適切に実施されるよう、別紙4のとおり、「出来高予定調書」と同等の資料を事業実施主体に提出するものとする。

なお、事業実施主体は会計法第22条、予算決算及び会計令第58条等に基づき、

出来高予定調書、工程表及び資金計画等により事業の進捗を十分把握し、適時適切に支出するものとする。

5) 各年度協定の精算時

事業実施主体は、鉄道事業者から提出された別紙3と同等の資料により請負契約の内容及び管理費の内訳の確認を行い、各年度協定の精算を適切に行うものとする。

2. 事業実施主体が、鉄道事業者からの工事費等の負担を受けて、工事を行う場合には、委託者である鉄道事業者に対し、前項1)～5)と同様の取り組みを講ずるものとする。
3. 鉄道事業者は、国等の会計制度に則った委託工事の適切な会計処理の実施と効率的な予算執行のため、委託工事に係る費用を消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額とに明確に区分するものとする。
4. 国土交通省と鉄道事業者は委託工事を効率的かつ円滑に実施し、相互に理解を深め、意見の調整等を図る目的とした組織（以下「調整会議」という。）を別添2のとおり設置し、委託工事にかかる事項について継続的に意見交換等を行うものとし、詳細については別途定めるものとする。
5. 国土交通省各地方整備局等と鉄道事業者は、委託工事の効率的かつ円滑な実施と透明性の確保に向けた実務上の取組み及び課題に関する連絡調整や情報交換を図ることを目的とした組織（以下「地方連絡会議」という。）を別添3のとおり設置し、相互に継続的な連絡調整を行うものとし、詳細については別途定めるものとする。

平成 20 年 12 月 25 日

国土交通省

都市・地域整備局	街路交通施設課長
河川局	治水課長
道路局	路政課長
道路局	国道・防災課長
鉄道局	施設課長
北海道旅客鉄道株式会社	工務部長
東日本旅客鉄道株式会社	建設工事部長
東海旅客鉄道株式会社	建設工事部長
西日本旅客鉄道株式会社	建設工事部長
四国旅客鉄道株式会社	工務部長
九州旅客鉄道株式会社	施設部長
日本貨物鉄道株式会社	保全工事部長
(社) 日本民営鉄道協会	土木部会長

別添資料

別添1 透明性確保の徹底のための協定書記載例

別添2 「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議」について

別添3 鉄道委託工事に係る地方連絡会議の設置について

透明性確保の徹底のための協定書記載例

国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者に委託して実施する工事（以下「委託工事」という。）において、事業実施主体を甲とし、鉄道事業者を乙として、工事施行協定及び年度協定等を締結するにあたっては、下記協定書記載例を参考に作成するものとする。

なお、『注：』以下は、実際の協定書には記載しないものとする。

記

【工事施行協定】

(公正性と透明性の確保)

第〇条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力し適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

注：ただし、単年度で完了する委託工事については、年度協定に位置づけるものとする。

(年度協定)

第〇条 各年度の工事の実施にあたっては、別途当該年度毎の工事施行に関する年度協定を締結するものとする。

2 甲及び乙は、前項の年度協定の締結にあたり、工事の継続に支障しないよう努めるものとする。

(計画予算)

第〇条 工事の計画予算は別紙のとおりとする。

注：上記「計画予算」は、別紙1（「透明性通達」別添資料（例）〔工事施行協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

注：「計画予算」においては、消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額を明確にするものとする。

【年度協定】

(工事の内容及び施行区分)

第〇条 工事の内容及び施行区分は、別紙事業内容のとおりとする。

注：上記「事業内容」は、別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

(工事の工程)

第〇条 工事の工程は、別紙事業工程表のとおりとする。

注：上記「事業工程表」は、別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

(工事の費用及び負担)

第〇条 工事の施行に要する費用及び負担内訳は別紙事業費負担額調書のとおりとする。

注：上記「事業費負担額調書」は、別紙2（「透明性通達」別添資料（例）〔年度協定締結時の資料例〕）と同等なものとする。

注：事業費負担額調書においては、消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税

対象額を明確にするものとする。

(契約関係資料の提出)

第〇条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時及び年度協定の精算時に請負契約ならびに工事の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

注：上記請負契約に関する資料については、別紙3（「透明性通達」別添資料（例）〔請負契約締結時及び精算時の資料例〕）と同等なものとする。

(費用の支払い)

第〇条 乙は当該工事において概算払いを請求する時は、「出来高予定調書」を作成し、甲へ速やかに提出するものとする。

注：上記「出来高予定調書」については、概算払いに必要な事業の進捗状況を把握可能な別紙4と同等な資料とする。

注：出来高予定調書においては、消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額を明確にするものとする。

以 上

「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議」について

1. 主 旨

近年の厳しい経済・財政状況、国民のニーズの多様化・高度化等を背景として、公共事業の実施にあたっては、その必要性や効果等についての説明責任を果たすとともに、コストを厳しく見直し、効率的に事業を実施していくことは喫緊の課題である。

このため、国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者に委託して実施する工事(以下「委託工事」という。)についても、透明性を確保しつつ効率的に実施することが強く求められているところである。

そこで、国土交通省と鉄道事業者は、委託工事をより効率的かつ円滑に実施し透明性の確保を図るため、委託工事に関する相互の理解を深め、意見の調整等を図ることを目的とした「鉄道委託工事に係る国土交通省と鉄道事業者との調整会議」を設置するものである。

2. 構成

●国土交通省

- ・都市・地域整備局 街路交通施設課長
- ・河川局 治水課長
- ・道路局 路政課長、国道・防災課長
- ・鉄道局 施設課長

●鉄道事業者

- ・北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社
- ・(社)日本民営鉄道協会 土木部会長、副部会長

以 上

鉄道委託工事に係る地方連絡会議の設置について

近年の厳しい経済・財政状況、国民のニーズの多様化・高度化等を背景として、公共事業の実施にあたっては、その必要性や効果等についての説明責任を果たすとともに、コストを厳しく見直し、効率的に事業を実施していくことは喫緊の課題である。

このため、国土交通省都市・地域整備局、同河川局、同道路局が所管する公共事業において事業実施主体から鉄道事業者へ委託して実施する工事（以下「委託工事」という。）についても、透明性を確保しつつ効率的に実施することが強く求められている。

そこで、国土交通省地方整備局等と鉄道事業者は、委託工事のより効率的かつ円滑な実施と透明性の確保に向けた実務上の取組み及び課題に関する連絡調整や情報交換を図ることを目的とした「鉄道委託工事に係る国土交通省地方整備局等と鉄道事業者との地方連絡会議」を設置する。

1. 情報交換、調整内容

- ・ 現在の相互における課題等
- ・ 委託工事の効率的な実施と透明性の確保に関する連絡調整

2. 地方連絡会議の設置単位、会議メンバー

原則として各地方整備局等の単位で地方連絡会議を設置する。

〈会議メンバー〉

国土交通省	北海道開発局	建設部・事業振興部	: 各担当課長補佐
	各地方整備局	道路部・河川部・建政部	: 各担当課長
	各地方運輸局	鉄道部	: 担当課長
各都道府県	担当部局		: 各担当課長

鉄道事業者（JR各社、大手民鉄16社、中小民鉄等）：担当課長等

※ なお、地方整備局の管轄をまたがる県、鉄道事業者の参加については適宜調整を行うものとする。

別紙資料

	頁
別紙1 工事施行協定締結時の資料例	
(1) 工事施行協定における計画予算の様式例	1
別紙2 年度協定締結時の資料例	
(1) 平成○年度 事業の内容(協定にかかる事業の概要)	2
(2) 平成○年度 事業工程表(原則として工区・工事種別ごとの工程)	3
(3) 平成○年度 事業費負担額調書	4
別紙3 請負契約締結時及び精算時の資料例	
(1) 請負契約一覧	5
(2) 工事注文書、工事注文請書	6
(3) 請負金額内訳書	8
(4) 請負金額内訳明細書	10
(5) 請求書	12
(6) 第○回 出来形調書	13
(7) 第○回 出来形検査 数量計算書、出来形数量総括表	14
(8) 管理費の内訳(平成○年度実績表)	16
別紙4 出来高予定調書	17

例

(1) 平成〇年度 事業内容(協定にかかる事業)

事業種別	通常事業
〇〇県庁施行	
・側道	
街路工	L=〇〇〇m
用地買収費	A=〇〇〇m ²
物件補償費	N= 〇〇件
〇〇旅客鉄道施行	
・架道橋	
掘削	V=〇〇〇m ³
掘削土留工	L=〇〇〇m
薬液注入工	V= 〇〇m ³
工事用防護工	N=〇式
仮囲い	L=〇〇m

このほか、位置図を添付すること。

例

(2) 平成○年度 事業工程表 (原則として工区・工種別ごとの工程)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
甲 施 行	側道工事				—————									
	用地買収	—————												
	物件補償	—————												
乙 施 行	仮囲い工	—————												
	掘削			—————										
	掘削土留工				—————									
	薬液注入工						—————							
	工事用防護工	—————												
	保安工	—————												

例

(3) 平成〇年度 事業費負担額調書

施行者 区分	事業区分・内容	事業費	費用負担額		摘 要
			甲	乙	
甲	・側道 街路工 用地買収費 物件補償費				
	小 計				
乙	・架道橋 掘削 掘削土留工 薬液注入工 工事用防護工 仮囲い				
	工事付帯 管理費				
	小 計				
	合 計				

※委託工事に係る費用を消費税及び地方消費税の課税対象額と非課税対象額とに明確に区分するものとする。

例

(1) 請負契約一覧

	契約番号	契約年月日	件名	請負金額	請負者名
当初	〇〇工 第〇〇号	平成〇年〇月〇日	〇〇〇〇〇〇工事	〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	〇〇建設(株)
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
当初					
変更					
	計				

35

別紙 3 請負契約締結時及び精算時の積算例

例

(2) - 1 工 事 注 文 書

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号

〇〇建設株式会社

代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

上記代理人

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号

〇〇建設株式会社東京支店

支店長 〇 〇 〇 〇 殿

注 文 番 号	〇〇 工〇〇第〇〇号
工 事 名	〇 〇 〇 〇 〇 〇 新設工事
工 事 場 所	〇〇都〇〇区〇〇-丁目〇〇〇-〇〇他
期 限	着 工 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 完 成 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
契 約 金 額	一金 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 うち取引に係る消費税 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 (消費税等を除く契約金額 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也)
請求書受理箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇〇 〇〇課
代金支払箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇部〇〇課
監督箇所	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇
(摘要欄)	(添付書類)
1 発注品 [<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無]	① 数量内訳書
2 貸与品 [<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無]	② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条に規定する書面
3 支給材料 [<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無]	③ 基本契約書追加条項等
4 前金払 [<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無]	④ 仕様書
	5 内容説明書
	⑥ 図面〇〇葉

工事請負基本契約書に基づき、上記のとおり注文しますので、応諾したときは、工事注文
請書を提出してください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号

〇〇旅客鉄道株式会社

契約責任者

〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

例

(2) - 2 工 事 注 文 請 書

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇番〇号
 〇〇旅客鉄道株式会社
 契約責任者
 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 殿

注 文 番 号	〇〇 工〇〇第〇〇号
工 事 名	〇 〇 〇 〇 〇 〇 新設工事
工 事 場 所	〇〇都〇〇区〇〇-丁目〇〇〇-〇〇他
期 限	着 工 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで 完 成 平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで
契 約 金 額	-金 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 うち取引に係る消費税 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也 (消費税等を除く契約金額 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也)
請求書受理箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇〇 〇〇課
代金支払箇所	〇〇旅客鉄道株式会社 〇〇部〇〇課
監督箇所	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇
(摘要欄)	(添付書類)
1 発注品 [有・無] 2 貸与品 [有・無] 3 支給材料 [有・無] 4 前金払 [有・無]	① 数量内訳書 ② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条に規定する書面 ③ 基本契約書追加条項等 ④ 仕様書 5 内容説明書 ⑥ 図面〇〇葉

上記について、工事請負基本契約書を遵守のうえお請けいたします。 平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号
 〇〇建設株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇
 代理人 東京都〇〇区〇〇 〇丁目〇番〇号
 〇〇建設株式会社東京支店
 支店長 〇 〇 〇 〇

請負金額内訳書(その2)

※明細書を添付しない場合

金 0,000,000,000 円也

○○○○○○○○○○○○○新設他 請負金額

内 訳

番号	資産種目 経営科目 工種コード	名称・工事等種別	単位	数量	単価	金額	記事
【受託工事勘定】							
1	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(鋼 矢板式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
2	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	鋼製土留工(親 杭式)仮設	m2	0	00,000	00,000	
3	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	薬液注入工	m3	0	00,000	00,000	
4	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	コラムジェット工	m	0	00,000	00,000	
5	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	簡易工事桁仮 設	t	0	00,000	00,000	
6	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	線路防護網	m	0	00,000	00,000	
7	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工事用列車停 止装置仮設	式	0	00,000	00,000	
8	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	工事用列車接 近警報器仮設	式	0	00,000	00,000	
9	受託工事勘定 受託工事費 外注工事	計測工設置	式	0	00,000	00,000	
小計						0,000,000	
消費税等						0,000,000	
合計						0,000,000	

例

(4) 請 負 金 額 内 訳 明 細 書

番 号 ○○工 ○○ 第 ○○○○ 号
件 名 ○○○○○○○○○○○○○○新設

会 社 名 ○○建設(株)東京支店
作 成 者 ○ ○ ○ ○
連 絡 先 ○○○-○○○-○○○○
作 成 日 平成○○年○○月○○日

例

処理番号 T0071-00 [内 訳 明 細 書 ①]

工事番号 〇〇工 〇〇 第 0000 号

工事件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新設他

請負金額 0,000,000,000 円

工事種類名称	内訳工種	単位	数量	単価	金額	適用
架道橋	鋼製土留工(鋼矢板式)仮設	壁m ²	0.0	0,000	00,000	
	鋼製土留工(親杭式)仮設	壁m ²	0.0	0,000	00,000	
	薬液注人工	m ³	0.0	0,000	000,000	
	コラムジェット工	m	0.0	00,000	000,000,000	
	簡易工事桁架設	t	0.0	00,000	00,000,000	
	線路防護網仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	工所用列車停止装置仮設	式	0	000,000	000,000	
	工所用列車接近警報器仮設	式	0	0,000	000,000	
	計測工設置	式	0.0	0,000	00,000	
	仮囲い工仮設	m	0.0	0,000	000,000	
	仮設棧橋工仮設	m ²	0.0	00,000	000,000	
	作業ヤード仮設	m ²	0.0	00,000	000,000	
	作業構台仮設	m ²	0.0	0,000	00,000	
	仮通路仮設	m ²	0.0	0,000	00,000	
	空頭支障防護工仮設	箇所	0		000,000	
	計				0,000,000,000	

(7) - 1 第○回 出来形検査数量計算書

工事番号 : ○○工 ○○第○○○号

工事件名 : ○○○○○○○○○○○新設

第○回 出来形検査

数量計算書

平成○○年○○月○○日

確認者	
検算者	
作成者	

(7) - 2 出来形数量総括表

工事番号 : ○○工○○第○○○号

工事名 : ○○○○○○○○○○○○○○○○○○新設

工事種類名称	工事種類(内訳工種)	単位	設計数量	累計 出来形数量	出来形比率			当社見積における 構成比(%)	累計 出来高比率	
					前回まで	今回分	累計			
駐車場設備(A)	掘削	m ³	0.0	0.000	0.000	0.000	0.000	0	0.000	
	掘削土留工	式	1	0.000	0.000	0.000	0.000	0	0.000	
	工事用防護工	式	1	0.000	0.000	0.000	0.000	0	0.000	
	仮囲い	m	0.0	0.000	0.000	0.000	0.000	0	0.000	
		合計	式	1.0	歩通り 0.00000				100.0	歩通り 0.000

今回累計出来形 歩通り 0.000

例

(8)管理費の内訳(平成○年度実績表)

協定件名	従事者総数 (人)			管理費総額 (円)
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ 新設	本所 支社	○○○	○○○	○○○、○○○
	工事区 技術センター	○○○		

